

⑩ 第11回 特別弔慰金が支給されます

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国が戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表すために支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和 2 年 4 月 1 日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有する方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受給した方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなった場合、その遺族の申請は、令和 5 年 4 月以降となります。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を共にして、令和 2 年 4 月 1 日現在、氏を変える婚姻または遺族以外の者と養子縁組をしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
4	上記 3 に必要な要件を満たしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上生計を共にしていた三親等内親族で (1)戦没者等の葬祭を行った者 (2)戦没者等の葬祭を行っていない者

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、該当になりません。

支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

請求方法 書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口でお渡しします。請求の際、戸籍書類や印鑑などが必要となります。

請求期限 令和 5 年 3 月 31 日(請求期間を過ぎると受給権が消滅します。)

請求・問 友部地区:社会福祉課(内線 157) 笠間地区:笠間支所福祉課(内線 72134)

岩間地区:岩間支所福祉課(内線 73171)

⑪ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

日時		内容
7 月 7 日(火)	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時を除く)	登記等に関する相談:司法書士 <small>おくむら ひろし</small> 奥村 洋史さん
7 月 17 日(金)		法律相談:元大学教授 <small>やまぐち やすお</small> 山口 康夫さん
8 月 21 日(金)		登記等に関する相談:司法書士 <small>にしまぎ まさこ</small> 西間木 雅子さん
8 月 13 日(木)		

場所 笠間市消費生活センター 地域交流センターともべ **Tomoe** 内(笠間市友部駅前 1-10)

内容 ・相談は 1 件あたり 1 時間程度です。

・お受けできるのは相談のみで案件を依頼することはできません。

・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

定員 各日 4 名(要予約、先着順)

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

小中学生の登下校の見守りをお願いします。